

びわ湖材産地証明制度について

琵琶湖淀川流域の水源である滋賀県内の森林の保全、炭素の固定による地球温暖化の防止、循環型社会の形成や地域経済の活性化の観点から、県内の森林から産出された木材が、県産材であるという産地を証明する制度を実施し、県産材の利用拡大により、消費者の皆さんに、県産材を地域で選択的に使っていくための取り組みを進めます。

びわ湖材産地証明制度 とは

滋賀県の「びわ湖材産地証明制度要綱」に基づく県産材の産地証明制度です。

認定を受けた木材業者・製材業者（認定事業体）が、自らの責任において、県産材を管理して、びわ湖材であることを証明します。

びわ湖材 とは

滋賀県内の森林から伐採された合法性^{*}が確認できる原木と、その原木を加工した製材品などの木材です。

※合法性とは：森林関係の法令に基づき合法的に伐採された木材であること。

（保安林内立木伐採許可、伐採および伐採後の造林届出、森林経営計画に基づく伐採など）

制度の概要

○認定事業体について

木材・製材業者からの申請により、県産木材活用推進協議会が審査し、認定します。

事業体所在地	認定事業体の別	証明方法	事業体の属性 (下記例参照)	備考
県内	びわ湖材 取扱認定事業体	びわ湖材証明	生産者、市場、 加工業者、販売業者	平成 18 年 5 月 31 日 より開始
県外	びわ湖材製品 加工認定事業体	びわ湖材製品証明	加工業者	平成 23 年 4 月 1 日 より開始

【事業体の属性の例】

- ・生産者：森林組合、素材生産業者
- ・市場：原木市場、製品市場など
- ・加工業者：製材工場、合単板工場、集成材工場、など
- ・販売業者：販売店、建材店など

○認定事業体による証明

認定事業体の自らの責任による県産材表示方式です。

認定事業体自らが、「びわ湖材（びわ湖材製品）」の管理を行い、原木・製材品の納入ごとに「びわ湖材証明書」、「びわ湖材製品証明書」により、証明を行います。

認定事業体（木材業者・製材業者）

○認定事業体の要件

- ・「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録されていること。
(県外事業者の場合は除く。)
- ・県産木材活用推進協議会が「びわ湖材証明制度における認定事業体の認定基準」または「びわ湖材製品証明における認定加工事業体の認定基準」に基づき適正と認められること。

○認定事業体証書

- ・県産木材活用推進協議会から認定事業体に交付します。
- ・有効期限は 3 年以内^{*}で、それ以後は 3 年ごとに再申請します。
※県内事業者の場合、滋賀県木材業者および製材業者登録の登録期間と同じ

○認定事業者が行うこと

- ・自らの責任において、びわ湖材の管理を適正に行います。

- 管理の実施**・・・① 入荷時において、びわ湖材であることを「びわ湖材証明書」、
「びわ湖材製品証明書」等により確認。
② 適切な表示方法によりびわ湖材であることを明示して管理。
（例：標識、看板、旗、シート、ラベル、押印、ペンキ等）
③ 販売するびわ湖材に「びわ湖材証明書」、「びわ湖材製品証明書」を添付。
④ 「びわ湖材（びわ湖材製品）」の入出荷数量管理表や資料・伝票を整理。

管理責任者の設置・・・「びわ湖材（びわ湖材製品）」の管理等を説明できる責任者を設置します。

びわ湖材産地証明の流れ

◆1次発行者が行うこと

- ① 「びわ湖材証明書」に必要事項を記入し、出荷者証明印を捺印します。
（伐採地、発行番号、出荷者、出荷年月日、販売先、販売品目等）
- ② 伐採地の位置図を作成し、保管します。
- ③ 原木の合法性を確認し、証明できる書類（写し）を保管します。
 - ・保安林の場合・・・保安林内立木伐採許可の許可書等の写し
 - ・森林経営計画作成の森林の場合・・・認定書の写し（伐採箇所等を記入）
 - ・その他森林の場合・・・伐採及び伐採後の造林届（適合通知書）の写しなど
 - ・国有林の場合・・・売買契約書の写し※森林所有者に代わって証明書等を申請することもできます。
- ④ 「びわ湖材証明書(1次発行者証明印付)の、出荷内容を管理表に記入する。
- ⑤ 「びわ湖材証明書（1次発行者証明印付）」と合法性を示す書類の写しをとり、「控」は協議会へFAXした後、1次発行者が保管します。
- ⑥ 「びわ湖材証明書（1次発行者証明印付）」を、びわ湖材（原木・製材品等）に付けて出荷します。

◆2次発行者以降が行うこと（2次発行者の場合）

- * ここでの証明書は、びわ湖材証明書、びわ湖材製品証明書をいいます。
- ① 1次発行者の「証明書」を2次発行者が保管します。
 - ② 「新たな証明書」に必要事項を記入し、出荷者証明印を捺印します。（発行番号、出荷者・出荷年月日、販売先、販売品目等）
 - ③ 「証明書（2次発行者証明印付）」の写しをとるとともに、入出荷の内容を管理表に記入する。「証明書」の写しは協議会へFAXした後、2次発行者が保管します。
 - ④ 「証明書」は、「びわ湖材（びわ湖材製品）」（原木・製材品等）に付けて出荷します。

認定事業者への定期検査

- 制度の適正な運用を図るため、協議会は定期的な検査・指導を行います。
- びわ湖材証明書・びわ湖材製品証明書と関係書類は、5年間保存しなければなりません。

事務局

県産木材活用推進協議会

[県木材協会、県森林組合連合会、県建設業協会、県建築士会、県建築住宅センター、県建築組合]
〒520-2144 大津市大萱四丁目 17-30

滋賀県林業会館内（事務局：滋賀県木材協会）

TEL：077-574-7600 、 FAX：077-574-7607

ホームページ：「びわ湖材産地証明制度」県産木材活用推進協議会（滋賀県木材協会）

お問合せ先

県産木材活用推進協議会

びわ湖材産地証明制度 担当：滋賀県森林組合連合会

〒520-2321

滋賀県野洲市北桜978-95 林業普及センター内

滋賀県森林組合連合会 研修課

TEL：077-584-4711 、 FAX：077-584-4755

メール：biwakozei@shigamori.or.jp